

第二回 參議院財政及び金融委員會會議錄第一号

昭和二十二年十二月十一日(木曜日)

委員氏名

委員長 黒田 英雄君
理事 波多野 鼎君
理事 岩本 哲夫君
理事 伊藤 保平君
理事 木村 福八郎君
理事 下條 恭兵君
理事 椎井 康雄君
理事 森下 政一君
理事 玉屋 喜章君
理事 西川 甚五郎君
理事 松嶋 喜作君
理事 山田 佐一君
理事 尾形 六郎兵衛君
理事 木内 四郎君
理事 田口 政五郎君
理事 深川 タマエ君
理事 星 一君
理事 赤澤 與仁君
理事 石川 進吉君
理事 九鬼 紋十郎君
理事 栗栖 赴夫君
理事 小林 米三郎君
理事 小宮 山常吉君
理事 西郷 吉之助君
理事 高瀬 莊太郎君
理事 高橋 龍太郎君
理事 山内 卓郎君
理事 渡邊 甚吉君
理事 中西 功君
理事 川上 嘉君

○大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定及年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のため一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

午後四時四十二分開会

○委員長(黒田英雄君) これより委員會を開会いたします。先ず政府職員に對する一時手当の支給に關する法律案予備審査のために付託されておるものであります。次に大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定及年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案、この二案を議題にいたしまして、政府の提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(栗栖赴夫君) 先ず政府職員に對する一時手当の支給に關する法律案について御説明申上げ、各位の御審議をお願いいたしますと存じます。全通その他の官公職員労働組合からの提訴にかゝる生活補給金即時支給の要求に對する中央労働委員會の調停案は、この際政府職員に對し、その月收の二ヶ月八分に相當する一時金の支給を勧告いたしておるのであります。政府は中央労働委員會の調停案をできる限り尊重し、その趣旨に應えるため、

先に第一回國會の決定を経まして、月収一ヶ月分に相當する一時手当を支給することとしたのであります。が、今回更に職員の生計の事情に鑑み、その生活を維持すると共に、民間給与水準との格差を考慮し、これに影響を與えない範囲内において、追加支給の措置を講ずることとし、平均して月収一ヶ月分に相當する一時手当を、前回分に對し追加して支給いたそうと存じまして、この法律案を提案いたしました次第であります。

この法律案によります一時手当の支給の基準となる給与の範囲その他の手続は、前回御決定をお願いいたしましたものと変りはありませんが、ただ支給率の点につきましては、地域による生計費の差異等の要素を考慮に入れまして、月収の七割乃至十三割の範囲内で、計算した額を支給することとしたしております。この措置によりまして、支給を実施するに必要なる予算額は、概ね一般会計所屬職員分十億四千九百九十九萬、特別会計所屬職員分十九億七千二百九十九萬、合計三十億二千二百九十九萬でありまして、この金額は、本國會に提案をいたしました一般会計予算補正第十二号及び特別会計予算補正第六号に計上いたしてあります。

本案につきましては、政府職員の生計の事情をも勘み取り下さいまして、御審議の上速かに原案通り御決定あらんことを希望いたします。尙ここで一言ちよつと説明を加えて置きたいと思ふのであります。官吏については只

今申上げましたような予算を組み、更に本法を提案して御承認を得たいと存するのであります。が、公吏についてはどうするかという点であります。これは公吏はやはり一般予算におきまして、この上げました一般所要の中から、大体十五億であります。これを地方團體に貸付ける。こういう方法をとりまして、そうしてこの地方團體の財政の窮乏の上に、更にこの負担を掛けて、非常に困らうということをして、特例をいたしておるような次第でございます。

次に、大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定及年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申上げたいと存じます。

大蔵省預金部、國有鉄道事業及び通信事業の各特別会計並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における收支の状況に鑑み、先に第一回國會におきまして、一般会計から所要の繰入金を行い、これら特別会計の歳入不足を補填することとした次第であります。今回政府におきましては、政府職員に對する一時手当を前回議決を得ました金額に、更に一ヶ月分を増加支給することと相成りましたのに伴ひまして、これらの特別会計において、そ

の経費の増加支給をいたしまするに必要金額を更に繰入れる必要があり、第一回國會において議決を得ました法律に所要の改正を加えることとしたしたような次第であります。

尙本措置による繰入金は、これらの特別会計の性質に鑑みまして、当該各特別会計において、健全な財政状況を招来いたしました場合には、前回と同様各特別会計においてそれ〴〵一般会計に返償する予定になっております。以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何卒御審議の上速やかに御賛成あらんことをお願いいたします次第でございます。

○委員長(黒田英雄君) 両案につきまして、御質問のありの方は御質問をお願いいたします。

○川上嘉君 この中労委の調停案を官公労組は承認したのかどうかをお伺いいたします。それから第二点は、一八ヶ月分というところ、一人平均金額はどのくらいになるのでしょうか。三点は財源の内容を数字まで示して貰いたい。

○政府委員(今井一男君) 前の二点は私からお答えいたします。全通の提訴につきましては、條件付で生活補給金の問題を組合側の方では承知いたしております。もう一つの最低賃金制の問題につきましては、全面的に調停案を拒否いたしております。それから二・八の平均は、約五千二百円になります。

財源の關係は主計局長から御説明いたします。

本日の會議に付した事件
○政府職員に對する一時手当支給に關

○政府委員(福田赳夫君) 財源は、お手許にお配りしてあります予算の書類があり、その三枚目を御覧願いたいと思つてあります。三枚目に半枚の紙があり、昭和二十二年一度一般会計歳入予算修正いたしました、歳入と書いてございます。

先ず租税であります、所得税において八億四、これは今回一ヶ月分の手当といたしまして一般会計、特別会計を通じて、政府職員給与が三十億有餘になります。

それから同時に地方公共団体におきまして、その職員に一ヶ月分の給与を拂うことになり、合計四十五億四になるのであります。その四十五億四に對しまして生ずるところの所得税の増徴高を計上いたしたわけであり、

それから次は、特別会計益金の二十六億四千五百二十五万四であります、そのうち二つの内容があるのであります。その二つとも専賣収入であります、その一つは「ひかり」は、先般の煙草の収入計画の変更によりまして、製造停止となつておるのであります。而してそのストックというものが残つておるのであります、それが一億五千万本ばかりあるのであります。それを今回従来四円の價格であつたものを五十四にいたしまして、「ピース」同様の價格を以ちまして、これを市中に賣捌くということにいたしたいと考へておるのであります。それが六億八千万円、もう一つは配給煙草であります、配給煙草は、先般の修正予算案におきまして、値段の引上げを行なかつたのであります、今回それを引上げるといふことにいたし

まして「あさひ」を現行三円のもの七円五十銭、「みのり」二円のもの五円「のぞみ」二円のもの五円に引上げる。かような措置を取るものであります。これによりまして十九億六千四百万円の増収を得るのであります。「きんし」は今回停止いたしました、製造いたしません。合計二十六億四千五百二十五万四と相成るわけであり、

それからもう一つは、前年度剰余金二千九百七十四万四であります、これは前年度と申しまして、昭和二十年度の剰余金は、先般の相次ぐ修正予算の財源に充當いたしました、全部使ひ切つたのであります。これは昭和二十一年度の剰余金であります。昭和二十一年度の決算はできたのであります、まだ会計検査院の關係上確定はいたしていません。併しながら決算が済んでおりますから、この剰余金を使つておきたいわけであり、純剰余金は十七億三千四百万四あるのであります、その二つの一は、財政法の規定によりまして、國債の償還財源に充當する。そうすると、残りが八億六千六百万四と相成ります。その八億六千六百万四の中、補正第一号の追加財源といたしまして、五億六千万円を使ひまして、只今残つておりますのは三億六百万四であります。その中、只今申上げました二千九百七十四万四を本予算の財源に充當する。かようなことと相成るのであります。

それからもう一つは、財源といふと財源であります、実は予算の面からは、歳入の減少額となつて現われておるのであります。これは二枚目の(イ)、(ロ)、(ハ)、とあるところの貿易資金繰入の既定予算の減少、これが

又財源になつてゐるわけであり、貿易資金繰入減であります。これは歳入の節約をいたした關係上、歳入の方に掲げてありませんが、これ亦財源といふわけであり、即ちこれは輸入貿易資金につきましては、貿易資金の本年度末までの見通しを付けますと五十五億四の赤字になつておつたのであります。従ひましてその赤字となる額につきまして、先般補正第七号予算におきまして五十五億四の金額を一般会計から繰入れるといふにいたしたておつたのであります。然るにその後状況が一部変化いたしました、これは砂糖に關するものであります、當時考へておつたところの十一月末に入らなかつたのであります。それから十二月になり、どうかといふと、砂糖が當時考へておりました額よりは六万トン余計に入ることになつたのであります。従ひまして、一万トン余計に砂糖が入つて來ると同時に、砂糖を貿易資金におきまして外國から輸入いたした、その輸入いたしたものを、日本砂糖株式会社に賣渡すわけであり、その賣渡す値段が、從來一斤十円であつたのであります、これを二十五円に引上げるといふにいたしたのであります。そういたしますと、約十七億四の貿易資金の収入の増加と相成つて來るわけであり、ところが又一つ問題があるのであります、今までの予算におきまして、即ち補正第七号予算におきまして砂糖の消費税の増徴十億円を見込んでおつた。それがどういふことになり、砂糖が輸入されるといふに考へた

のであります、それがどうもむずかしいなつて來たのであります。併し主査代替の方にさういふものは過ぎなければならぬといふうな状況になつて來た關係上、その十億円といふものが怪しくなつて來たわけであり、それでまだ確定はいたしません、十億円が怪しくなつたといふことを頭に置きつつ本來ならば十七億六千万円の一般会計からの益金を減らしてよかるべきものを七億六千万円減らすといふ処置をとつたわけであり、従ひまして只今申上げました三十四億の、歳入といふところに書いてあります、この三十四億七千四百万円、七億六千万円という歳入の減少、この金額が今回の財源となつてゐるわけであり、一方歳出といたしましては、一般会計におきまして政府職員におきまして約三十億円が必要であります。それから地方公共団体におきまして、十五億四が必要であります、従つて四十五億円が必要だといふことになるのであります、この四十五億円と只今申上げました財源との不足が約四億四になり、約又は鉄道、通信向會計における資本勘定の公債金の発行といふことによつて支弁する。左様な計画であります。

○川上嘉善 先きの全通の條件といふものを一つ發表して置きたい。次に煙草の値上げはいつからこれをやるのか、更にこいつた煙草の値上げによりまして当然物價体系を崩すことになる。インフレの昂進を激発することになる。名目の賃金は上つたが、實質的にはますます苦しくなるといふことが心配されるのであります、これに對する政府の見解、更にこゝで二、八ヶ

月分を出すと言ひながら、前に一ヶ月今回一ヶ月、後〇・八ヶ月、こゝ小刻みにせず、今回總めて一・八ヶ月分出した方がいいと思ひますが、これに對する政府の見解如何、以上。

○政府委員(今井一男君) 全通の中労委に對する回答に附されました條件といふのは、確か二・八ヶ月の生活補給金の分につきましては五日までに支給する。今月の五日まで。それから税引きであること等の要請がついておつたかに聞いております。政府といたしましては組合側の言うことと對應して、こちらの態度を云々したことは絶対にございませぬ。中労委の調停案そのものの趣旨を汲みまして中労委の調停案を尊重して行くといふ建前からして實際考へておりますので、この機会に一言申上げて置きます。

それから尙一・八ヶ月の問題であります、關係方面との折衝關係もございませぬ、政府といたしまして話の纏つたものは一極力、至急手配を済ましたといつたところから特に財源難の今日、この財源といふものを如何にして調達するかといふ点につきまして、長い間検討、折衝を重ねまして、漸く今回これだけのものにつきて、結論付けられましたので提案いたしました次第でございます。御了承願ひます。煙草の点はつきましては主計局長からお願ひいたします。

○政府委員(福田赳夫君) 煙草を値上げいたしました結果、物價体系に重大なる支障を來たすじやないか、こゝういふようなお話であります、煙草と申しまして、主としてさういふ問題が起るのが配給煙草かと思つたのであります。配給煙草は只今配給の計画により

ますという、月一人五十本であります。五十本即ち五箱であります。一箱二四のものを五円とすると又三円のものを七円五十銭にする程度で、これは月の我々の消費生活から考えると大した額でない。それよりは当面の物價賃金を如何にするか。最大問題は賃金賃金はどうか、こういう問題であります。この方面に政府としては全力を挙げて行くつもりであります。只今生鮮食料品につきまして相当思い切った措置を講ずることに着手いたしましたのであります。さような面から賃金水準という問題が大きく影響されるのであつて、煙草の今回の措置では、さうだいた影響はなからうというふうに考へてゐるのであります。

次に二ヶ月八分という給與を一時に拂うべきでないかというお話でありましたが、これは御指摘のような財源の苦しさもあるものであります。只今といたしましては、財源を得るのに非常に苦しいのであります。一ヶ月の財源を用意すると四十五億圓に上るのであります。八分としましては相当の額になるのであります。これを調達するといふことは相当な大問題であります。従いまして鋭意やつて見まして大体的目標といたしましては本國金の休会明けに提案する。かような計画を持つてゐるのであります。尙年末の金融の状況から見ましても、なか／＼一時に拂うといふようなことがむづかしい、非常に困難な状況にあるといふことも御了解願ひたいのであります。尙、煙草の値上げの時期如何というお尋ねもあります。配給煙草につきましては、來年の一月よりこれを実施し、又ひかりの自由販賣につきま

ては、これは即刻実施いたす、かように考へております。

○川上嘉若 とういつた煙草とか、そういうものの値上げによつて財源を賄うといふことは私は反対です。といふことは、一般大衆の負担において、給を上げるために煙草が上つたのだといふような、非常に官吏に対する反感を喚ぶような嫌がらう、官民の融和を欠く虞れがある。といふ見地から再々委員会なり本会議なりにおいても私が申上げたことでもあります。こゝにいつた財源はやはり租税に持つて行くべきではないか。而もいつも申上げます通り、まだ／＼現在の機構じや手も届かないような財源がある、大口の財源がある。これを如何にして補足すべきか、こゝにいつた対策を講ずることが最も必要ではないかと思つてあります。然るに今回の租税対策としてもまださういふことに對して何らの根本的な対策を打つていない。こゝにいつたが非常に遺憾でありまして、財源は幾らでもある。二・八ヶ月分を一挙に出しても、さういつた方面の対策が講ぜられるとすれば、かように考へるのであります。これに對する政府の見解をお伺ひします。

○政府委員(福田雄夫) 只今の歳入の状況は極めてむづかしい段階になつておるのであります。川上委員も非常によく御存じの通りです。只今租税収入がなか／＼思ひいような状況にありません。本年度の予算として千三百億の予算を計上して租税収入の予算が計上してあるものであります。これが実現を確保するといふことはなか／＼大問題でありまして、精一杯な仕事とい

うふうに考へておるのであります。然らば他に財源があるかという問題であります。が、これ又早急に実現し得る財源といふものはなか／＼ないのであります。あれやこれやと策案した結果結局本案の如きものに落ち着かざるを得まいといふふうな状況になつたわけでありまして。

尙○八月份につきましては、新たに財源を捕提する必要があるものであります。これは財源を策案いたしました上、休会明けに提案をするといふふうになるのであります。その際には又おつしやるような点に十分注意いたしまして、適正なる財源を何か作りたい、かように考へております。

○川上嘉若 終りに希望申し上げます。この税収入の確保は、税率の引上よりか、むしろ現段階においては、税源を如何にして確保するか、こゝにいつた点に根本的な対策を講ずべきだ、かように考へますので、次の議會あたりには相当こゝにいつた方面に税法或いは機構の問題について如何にして税源を十二分に公平に捕提するか、こゝにいつた点に對する根本的な対策を講ぜられんことを特に希望して置きます。

○深川タマエ 今この法案は、過去における家計経済のマイナスを埋めるための補給のようであります。けれども、どうせ補給しなければならぬものだといたします。ならば、こゝにいつた過去に／＼と廻らないで、將來の給與を渡すような方策がよいのではないかと思ひます。どうせマイナスになりまして生きて来たことは事実でありますから、借金するに、それだけの信用があつたわけ、そして、それだけの階層の人も皆自己の持つてお

ものを持ち出して日本の経済再建に協力いたしておるのであります。借金のできた人はそれでいいのであつて、尙過去のことに支給することはよくないであつて、少し分量を減らしてもいいから、將來給料の形にすることがいかならば、臨時給與の形でもよいから、毎月定めてなさる方がよろしいと存じます。さういたしませんと、これは間歇的に一年に何回も、何回もこゝにいつたに争議を起されるというこゝが一つ、もう一つは官吏の場合には議會で決めますから差支もないやうであります。これが影響いたしまして、公吏の方の財源のために地方が非常に困難にたすさうであります。最近東京都に呼ばれて、東京都の財源について相談を受けましたけれども、光程の御説明によりまして、十五億の一般収入の中から一時的に地方團體に貸付けると仰しやいましたけれども、貸付けたのは飽くまで貸付けたのでありまして、回収なさるのであつて、地方ではこの財源の発見に困つておるやうであります。差当り地方財源にどういふものをお許しなさるおつもりがあるか、例えば先達つて言われた入場税などは、東京都の場合は地方へ委譲してくれといふ希望があるやうであります。それから砂糖の附加税、これなどを東京都へ委譲してくれといふ希望がありましたので、この際ちよつと……いづれは陳情の形で出て来るかと思ひますが、ちよつと申上げて置きます。

その他、何か地方財源によいものがある、何かならば、この際序にお聞かせ願ひましたら結構だと思ひます。

○政府委員(今井一男) 只今の点につきまして私からお答へいたします。

御承知の通り、政府の方におきまして、從來の、過去の赤字を埋めて行くといふような考え方は、賛成し難いところでございます。今中労委の調停案に賛意を表しようといふことも、その額が同じでありまして、心持は大分變つた見方をしておるのであります。即ち從來から月給を、御承知の通り繰上げて支給して参りましたので、大体下旬に拂ひます月給を一日に拂うといふ行き方を参りましたので、これを通常の状態に直すために、どうしても一ヶ月分程度を支給しなければならぬ、且つ又切詰めた水準で從來やつて参りましたので、どうしても年末なり、正月なりといふものを迎えるにつぎましては、こゝに出費を要する、こゝにいつたものに対して何んとかしなければ、今までのような形の暮しをして参つたものとして猶予を求めるわけに行かないといつたような観点に立ちまして、假令結論の筋は同じでありまして、この氣持につきましては、只今御指摘のような含みを持ちまして考へておる次第でございます。又一旦決りました給與を遡及するといふ考え方も甚だ面白くない建前でございますので、中労委の今回の調停案に指摘してございますように、明年の一月からは新しい給與をやりたい、そのために至急に委員會を招きまして、中労委の線に副つて速かに結論を得て、それを一月からの至急に間に合せるようにしたい、さういふ予定で手続を進めております。

○政府委員(福田雄夫) 地方財政はおつしやる通りに窮乏いたしておりまして、これが立て直りといふことをどうして行くかといふことも、我々

は同様考慮しておるのであります。併しなから地方財政というものが、何時も國に負ふておるのでは永久に立て直りをしない。そこでやはり独立採算制という建前は、これはどうしても今後一つの旗印として行かなければならぬというふうに考へておるのであります。従いまして今回の給與は本来ならばこれは地方團體におきまして自前の財源を以ちましてやるべきであります。併しながらこれを直ちにやるといふことは現在の状況からなかくむづかしいのであります。そこで今回は臨時の措置といたしまして、一般會計から繰入金をしてしまして、それを財源といたして支拂をいたす、かような措置を取つたわけでありまして、ところが一般會計からただ繰入金をしたといふのであります。これは独立採算制という原則に反するのでありますので、そこで貸付けをいたす。即ち將來におきましては必ずこれを返すという建前を取つたのであります。鐵道會計、通信會計等の特別會計におきましても同様な事情でありまして、一般會計から繰入金をいたすのであります。これと同様に地方團體に振戻したしまして、そうして独立採算制の建前を堅持いたしておるのであります。地方財政の將來の問題につきましては、それが返し得るように財源というものを與えてやらなければならぬということ、御説の通りであります。只今の財源というものを國との關係でどういふふうに配分するかというのを根本的に考へ直す、又延いては只今地方財政と國との結び付きになつておるところの分與金制度というものを根本的に再検討をするという段階に参つておるの

であります。尙そいう根本的な改正ができるまでの緊きといたしましてなから、窮屈な点があるものであります。この点につきましては臨時的にどういふことをするかということをして、考へておるわけでありまして、まだ適當な結論に到達いたしておりません。いずれの機会におきまして申上げることができると、かように思つております。

○星一君 私の質問することは大蔵大臣から答弁をお聴きしたいと思ひますが、それを今政府委員から御答弁を願ふことにする、さもなければ大蔵大臣に御出席を願ひたいと思ひます。

○委員長(黒田英藏君) ちよつと大蔵大臣に聴いて見ます。

○山田佐一君 お見えになる前にちよつと一遍政府の御所見が承つて見たいと思ひます。標準の値上げでありますけれども、ついで一ヶ月程前に自由販賣の價格を訂正いたしました時には、配給の數量を減して自由販賣に廻すのだ、その時には配給のものは價格を上げないのだ。却つて安くする。そうして自由販賣で賣るのだ。一ヶ月かそこら経つか経たないかに、又今度は配給のものを上げて来た。これは数字の上では僅かに十億かそこらの数字であります。國民が國家の言うことに、言を信用するか、せんかということとは、これは從らに財政のバランスを取る健全財政の数字を詰めるために、こういう政策をお取りになつたのだと思ひますが、如何にも健忘症に罹つて、一ヶ月前に言つたことを直ぐに忘れてしまつて、その時々御都合主義で言われるというやうなことは、信用を第一とするところの國家としてやるべきことで

はないじやないか。當局はその場當りの方便さ付ければよいという思想であるか、本當に國民大衆の生活のため、にそのままで行くのだ。一ヶ月前と今日とは幾ら違ふかという問題であります。今、一人當りにして見れば、値上げしても僅かだと思ひしやるのですが、出す方にして見ると、毎月それだけ支出が増え行けば、決して僅かではないと思ふのであります。又一つは本當に國家の言うことをどれまで信用してよいのか分らんということになります。これは私今の問題は本當に言へば、大蔵証券でやり繰りして頂いても、もう少し國家というものの信用を高めて貰ひたい。國民も道義を高めなければならぬ。國家も最高道義を示して貰ひなければいかんと思ふ。その辺に對する當局の信念が承つて見たいと思ひます。

○委員長(黒田英藏君) 大蔵大臣が來られた方がよいと思ひますが……

○山田佐一君 局長の意見で大蔵大臣は動いてゐるのではないですか。

○木内四郎君 ここに所得税の増徴八億というのがありますが、これは今度の手当の増加だけに対する税金として少し多いように思ひますが、これはこの前の増加が入つていて、それに対する税金が入つてゐるのですか、今度の分だけですか。

○政府委員(福田赳夫君) それは今回の分だけであります。

○木内四郎君 八億取上げる、前回はやはり四十五億一ヶ月分出すことに予算を出したのであります。その際七億三千万円……

○政府委員(福田赳夫君) 今回は上續に段々々々なつて来る關係上八億とい

うことに……

○木内四郎君 官吏の方にはさう言つては悪いが、低い方からこんな割合に取られるのは僕は疑問ですが、どんな計算になりますか。

○政府委員(福田赳夫君) 大体四十五億の給與が支拂ひがあるわけでありまして、それに対しては勤勞所得の平均控除の率が二二・五％になるのであります。それを引きますと課税所得といふものが三十五億になるのであります。それに対して前回は二二％の税率を適用しておつたのであります。が、今回は二二％の税率となつておるのであります。八億といふふうに考へておるものであります。二二％といふふうに考へております。

○木内四郎君 ちよつと伺ひますが、二二％の率を適用される所得といふものは、月額にすると幾らぐらいになりますか、ちよつと高くないですか。

○委員長(黒田英藏君) 速記を止め……

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 千八百円といたしまして、これから基礎控除だけを引きます。家族控除を別にいたしますという、それで丁度百分の二十五ぐらいであります。それから家族控除を引きますから、もう少しちよつと下ります。平均千八百円の上に……御承知の通り上積みに行きますので、大体この見当で間違ひないと思ひます。

○委員長(黒田英藏君) 速記を止め……

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

○委員長(黒田英藏君) 速記を始めて……

○政府委員(福田赳夫君) 大臣に對する御質問の外、御質問ございませう。○深川タマエ君 將來こういうことを何回か繰返しております中に、やはりインフレが激化したすわけでありまして、生産の増強と關の取締を嚴重にする。こういう問題になるのであります。もう少しけれども、これほど生活費を要求する中には、大休家事経済でこの頃八割までが食糧であつて、而もその中の更に八割が關の食糧に流れておるの、私たちの家庭の事情であります。こうしていつか自由討議で問題にな

るとこれは、これまでの赤字の補填ではあります、年末に際して税金を皆引いてしまふと非常に困る人も出て来るのじやないかと思うのですが、そういう点はどういふふうに考慮されるのですか。

○國務大臣(栗田英雄君) その点は実は明日の閣議で決めたいと思つておるのでありますが、実情を申し上げます、この大部分の低い方の人は、この際税を精算して貰いますと、そうすると幾らかの受取勘定があるというわけでございます。それから比較的高い俸給を貰つておる人は、今度は出し前になるという関係でございます。そこで一方を立てて一方をどうということも甚だむづかしい問題でございますが、併し大体明日の閣議で決めたいと思つておりますことは、低い方の大部分のものというものは、この際大体の概算でも税を取立てる勘定をしましてそうすると支拂い……つまり受取勘定になりますから、差上げたいと思うのでございます。それから大口のものについては、何かの特例を設けて、そうしてその負担の重くなるようなものを緩和したいと思つております。いづれにしても、今まで二十一回でございますが、今度二つに割ると二十二回に亘つて年内に支拂を今年の一月からいたしたわけでございます。その間の調整はなかなか急には付きませんので、一應は概算という形で、先程申し上げましたような方針で処理し、両方とも便宜のようになしたいと考えておりますが、これは詳しいことは明日の閣議で決めたいと思つております。

○委員(黒田英雄君) 他に御発言がなければ、質疑終了といたして御異議

ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。両案を一括いたしました討論に入りませう。御意見のおありの方はお述べを願ひたいと思ひます。別に御発言もありませんければ、採決に移りまして御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案、大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年に於ける歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案、この兩案を一括して採決をいたします。兩案に賛成の方の御手を願ひます。

【議員挙手】

○委員(黒田英雄君) 全員挙手であります。全会一致を以て、兩案とも政府提案通り可決することに決しました。本會議におきまします委員長報告は、例によつてお委せを願ひますことと御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。多数意見者のお方は御署名を願ひたいと思ひます。

【多数意見者署名】

○委員(黒田英雄君) 本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君

理事

委員

波多野 鼎君
伊藤 保平君
木村福八郎君
下條 恭兵君
森下 政一君
玉屋 喜章君
西川甚五郎君
松嶋 喜作君
山田 佐一君
木内 四郎君
深川タマエ君
星 一君
渡邊 甚吉君
川上 嘉君

國務大臣

大蔵大臣

政府委員

(主計局長) 大蔵事務官
福田 赴夫君
(給與局長) 大蔵事務官
今井 一男君

栗栖 赴夫君

十二月十一日本委員会に左の事件を付託された。
一、政府職員に対する一時手当の支給に關する法律案(第一号)
一、大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年に於ける歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(第二号)
政府職員に対する一時手当の支給に關する法律案

政府は、この法律施行の際現在在職する官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて、常時勤務に服する者に対し、その者の受ける給與の月額七割乃至十三割に相当する金額を一時手当として支給する。但し、平均十割を超えてはならない。

前項の規定による一時手当の支給の基礎となる給與、支給割合及び同項の一時手当の支給手続に關し必要な事項は、大蔵大臣が、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年に於ける歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案。

大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年に於ける歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に關する法律の一部を次のように改正する。

第一項中「十億九千六百二十二万四千円」を「十一億九千二百四十四万八千円」に、「五十九億九千三百九万四千円」を「六十九億八千六百十八万八千円」に、「三十億二万四円」を「三十五億四万四円」に、「八千八百七十八万四千円」を「一億七千七百五十六万八千円」に、「二百五十九万七千円」を「五百十九万四千円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。